

(令和3年8月1日現在)

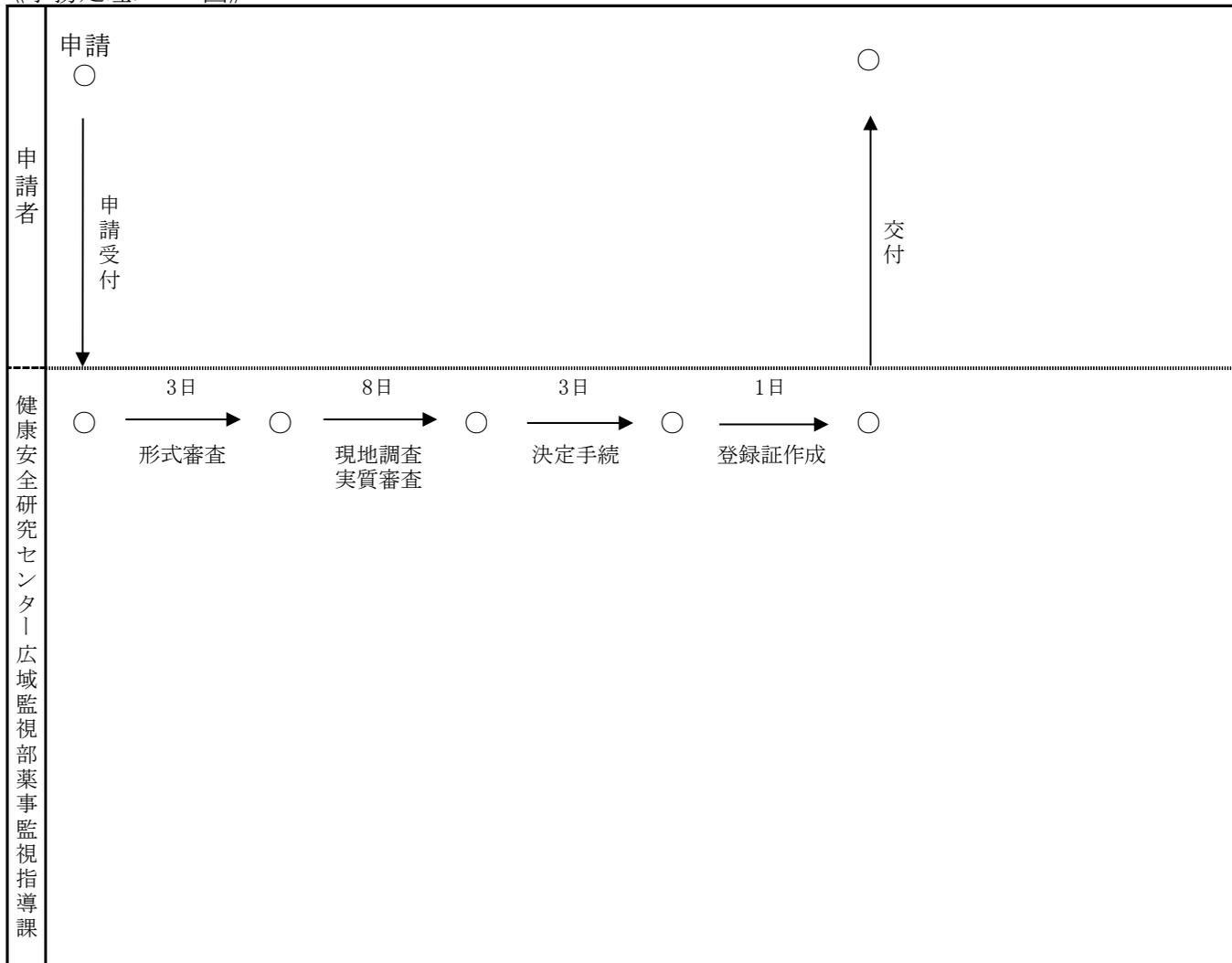
## 事務処理フロー図

事務名	医薬品、医薬部外品、化粧品製造業(特定保管)登録更新
根拠法令	医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項

作成部署 健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課 電話03-5937-1029

標準処理期間計 15日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認を行います。
2	実質審査	審査基準を満たしているか審査します。
3	現地調査	現地への立入調査により、所在地及び構造設備等の確認を行います。
4	決定手続	審査の結果に基づき、登録の可否について、広域監視部長が決定します。
5	登録証作成	登録証を作成します。
6	交付	申請者に登録証を交付します。
7		
8		
9		
10		

※医薬品医療機器等法: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)